

令和7年度松原市有料老人ホーム立入検査実施計画

1. 趣旨

この実施計画は、松原市有料老人ホーム立入検査実施要綱及び国が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針に基づき、有料老人ホームに対する令和7年度における立入検査の方法等を定め、有料老人ホームに立入検査を実施することにより、有料老人ホームの安定的かつ継続的な事業運営の確保及び入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 立入検査の体制

立入検査は、1施設あたり2名以上の福祉指導課職員で行う。

3. 重点検査項目

(1) 高齢者虐待防止及び身体拘束ゼロ

- ア. 高齢者虐待防止及び身体拘束ゼロに向けた対応マニュアルの整備状況、職員に対する研修の実施状況
- イ. 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合のその態様、時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録、家族等の同意書

(2) 消火設備の設置・点検状況、家具等の転倒防止策、避難経路の管理状況、消火避難訓練の実施状況、非常食・医薬品等の生活必需品の備蓄、発生時の対応（地域防災マニュアル及び運用について確認）、災害時における連絡体制、自治会・町内会の加入・連携状況

(3) 帳簿の作成及び保存状況の確認

- ア. 利用料等、入居者が負担する費用の受領の記録
- イ. 入居者に提供したサービスの内容
- ウ. サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項、業務の実施状況
- エ. 緊急時の連絡先名簿の整備
- オ. 決算書及びその他財務諸表
- カ. 施設が提供するサービスの内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項が適切に交付、開示されているか。

(4) 苦情解決並びに事故発生の防止及び発生時の対応

- ア. 苦情解決
 - (1) 発生時の対応のためのマニュアルの整備
 - (2) 苦情内容、措置、改善策の記録・書類
- イ. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 事故・感染症等疾病の防止及び予防、並びに発生時の対応のためのマニュアルの整備状況
- (2) 事故状況、措置、改善策の記録・書類及び入居者の家族等の連絡の記録等
- (3) 職員に対する研修の実施状況
- (5) 外部（介護保険・医療）サービスの選択性の確保、入居契約書等に係るわかりやすい説明
- (6) 一時金に関する規定の確認
 - ア. 受領する一時金が権利金等に該当していないか。
 - イ. 一時金について算定根拠（想定居住期間を設定したうえで算定）を明確にし、契約書及び重要事項説明書に明示しているか。
 - ウ. 一時金の償却年数は想定居住期間としているか。
 - エ. 想定居住期間を超えて契約が継続する場合の受領する額を適正に算出し、根拠を明確にし、契約書及び重要事項説明書に明示しているか。
 - オ. 入居後3月が経過するまでに契約を解除した場合、又は入居者の死亡により3月以内に契約が終了した場合、既に受領の一時金の返還額について、厚生労働省令で定めたとおり、契約書及び重要事項説明書に明示しているか。
 - カ. 入居後3月を経過し、かつ想定住居期間内で契約が解約・終了した場合、既に受領の一時金の返還額について、厚生労働省令で定めたとおり、契約書及び重要事項説明書に明示しているか。
 - キ. 原状回復費用が契約書及び重要事項説明書に明示しているか。
 - ク. 一時金の保全措置がなされているか。
 - ケ. 返還方法が契約書等に明示され、確実に返還されているか。
 - コ. 上記について、契約に際し、十分に入居者に説明しているか。

4. その他の検査項目

- (1) 入居者の状況（入居者数、介護度等）
- (2) 職員配置の状況（勤務表）、職員の属している主体（有料老人ホーム、訪問介護事業所等）を明確に区分しているか。
- (3) サービス提供の状況（食事、入浴、清掃、健康管理等）
- (4) 衛生管理
- (5) 運営懇談会の開催状況
- (6) 職員に対する研修の実施状況
- (7) 家族、地域との交流状況
- (8) その他

5. 対象施設について

平成17年度から令和6年度に届出が行われた施設の中から対象施

設を選定して立入検査を実施する。

ただし、緊急を要する案件等については、上記の施設のみならず、随時対応することとする。